

徳島県選挙管理委員会告示第百十四号

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十一月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する告示

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程（平成七年徳島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政党助成法の規定に基づく報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程  
第一条中「県委員会」を「委員会」に改め、「閲覧」の下に「及び写しの交付」を加える。

第二条を次のように改める。

（閲覧及び写しの交付の請求）

第二条 報告書等の閲覧及び写しの交付の請求は、閲覧等請求書（別記様式）を委員会に提出してしなければならない。

2 委員会は、前項の閲覧等請求書に形式上の不備があると認めるときは、同項の請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、当該者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第三条第一項中「県委員会事務室」を「委員会の指定する場所」に改め、同条第二項中「破損」の下に「、汚損」を加え、同条に次の二項を加える。

4 委員会は、前三項の規定に違反する者に対して、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

第四条を次のように改める。

（報告書等の写しの交付）

第四条 委員会は、第二条第一項の規定による写しの交付の請求（以下「交付請求」といづ。）を受けたときは、当該交付請求のあつた日から十五日以内に、当該交付請求に係る報告書等の写しを交付するものとする。ただし、同条第一項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、交付請求をした者（以下「交付請求者」という。）に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 交付請求に係る報告書等の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があつた日から六十日以内にその全てについて交付することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、委員会は、当該交付請求に係る報告書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に交付し、残りの報告書等の写しについては相当の期間内に交付すれば足りる。この場合において、委員会は、第一項に規

定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を画面により通知しなければならない。

- 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの報告書等の写しについて交付をする期限

4 報告書等の写しの交付は、報告書等を複写機により日本産業規格A4列四番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）を交付する方法によるものとする。

別記様式を次のように改める。

## 閲 覧 等 請 求 書

年 月 日

徳島県選挙管理委員会 殿

請求者 氏名又は名称  
郵便番号  
住所又は居所  
電話番号

法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所等の所在地を記載してください。

政党助成法第32条第5項の規定により、次のとおり請求します。

1 閲覧又は写しの交付の区分			
閲覧 写しの交付〔 徳島県選挙管理委員会においての交付を希望 送付を希望 〕			
2 閲覧又は写しの交付を請求する報告書等の内容			
種類	支部報告書	支部総括文書	監査意見書
政党の支部の名称			
支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年			

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。